

事故情報データベースについて

平成22年8月30日
消費者庁消費者安全課

事故情報データベースの位置づけ

○消費者安全法による通知手段) 消費者安全法施行規則

法第十二条第四項の措置を改正し、平成21年12月に施行。

「(略) 事故情報データベース(消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等(消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。)に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。)」

■消費者安全法第十二条第四項

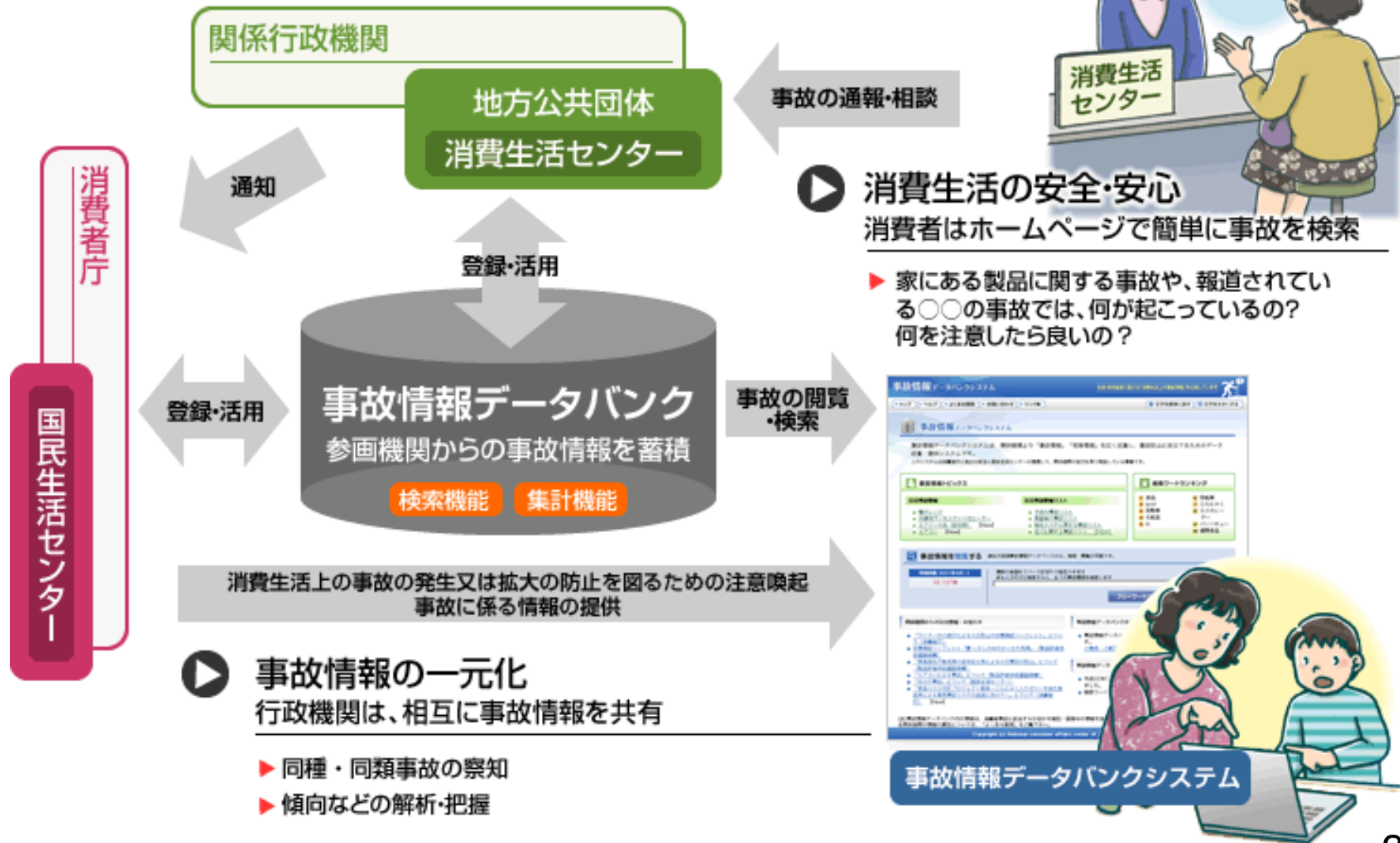
第一項又は第二項の場合において、(略) これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

○事故に関する情報開示手段) 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する付帯決議 (平成21年5月28日 参議院消費者問題に関する特別委員会)

十五、消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

事故情報データベースのイメージ

事故情報データベースシステムのイメージ



事故情報データベースにより提供される情報

	関係機関名	情報の内容
1	消費者庁	消費者安全法等に基づいて消費者庁が集約している情報を登録しています。 地方公共団体、各省庁から通知され、事実確認中、原因究明中の事故を含んでいます。
2	(独)国民生活センター 消費生活センター (消費者庁)	消費生活センターに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)から転載しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
3	日本司法支援センター (法務省)	法テラスに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
4	厚生労働省	食品衛生法に基づいて厚生労働省が集約している、保健所が認知・公表した食中毒の発生情報です。
5	農林水産省	地方農政局などで入手した食品に由来する消費生活上の事故情報等の情報であり、消費者からの任意の申し出情報も含んでいます。消費者からの任意の申し出情報は、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
6	消費者庁・経済産業省・農林水産省	消費生活用製品安全法に基づいて各省庁が事業者から報告を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
7	(独)製品評価技術基盤機構(NITE) (経済産業省)	消費生活用製品安全法の重大製品事故には該当しないが、重大製品事故に準ずるものとして、事業者や消防等からの通知を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
8	国土交通省	都市公園で発生した重大な事故に関する情報として管理者等から報告を受けた情報を登録しています。
9	国土交通省 国土技術政策総合研究所	国土交通省が消費者から通知を受けた任意の申し出情報を登録しています。建築物事故情報ホットラインから転載しています。事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
10	(独)日本スポーツ振興センター (文部科学省) <2010.9月以降>	日本スポーツ振興センターが災害共済給付において給付した学校の管理下の死亡・障害事例として公表している情報のうち、消費生活上の事故情報を登録しています。

事故情報データベース改善の方向性

●消費者事故等の開示

重大事故等に至らない消費者事故等は、件数のみ公表する扱いとなっている現状を改め、事実関係の確認を経ていない情報を含むことを注釈したうえで、国民向けの事故情報データベースにおいて以下の情報を開示します。

発生年月日、発生施設、商品・サービスの分類及び名称、事故内容、傷病内容、傷病の程度、被害者年代、受付年月日

●画像情報の掲載(実施済み)

事故の原因となった製品などをよりわかりやすくお伝えするため、注目事故情報を中心に、事故の参考となる画像(製品の画像など)を7月末より順次掲載しています。

●地方の利用環境整備

PIO-NETが設置されていない消費者行政担当課において、事故情報データベースにアクセスできるよう、同システムのLG-WANへ接続を進めます。これによって、消費者庁への事故情報等の通知・提供を簡単化するとともに、一元化される情報を関係機関の間で共有し、事故の再発・拡大防止に役立てやすい環境整備を進めます。